

電気自動車急速充電設備の 利用開始について

令和6年1月22日（月）に株式会社ミツバ様よりご寄贈をいただきました、電気自動車急速充電設備を新里支所駐車場に設置いたします。利用開始に伴い開始式を開催いたしますのでお知らせいたします。

- 日 時 令和6年9月30日（月） 午前10時30分から
- 場 所 新里支所駐車場
- 寄贈者 株式会社ミツバ 代表取締役社長 日野貞実 様
- 利用時間 常時使用可能
- 使用料金 課金システムによるもの
- その他 1回の使用時間は30分間



【問い合わせ】

地域振興整備局新里支所市民生活課
担当 桑子
TEL 0277-74-2212(内線112)